

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 知事指定薬物

イ N—エチル—（三—フルオロフェニル）プロパン—ニ—アミン（通称名  
三—FEA、三—fluoroethamine）及びその塩類  
ロ N—エチル—（四—フルオロフェニル）プロパン—ニ—アミン（通称名  
四—FEA、四—fluoroethamine）及びその塩類  
ハ N—フェニル—N—「—（ニ—フェニルエチル）ピペリジン—四—イル」  
シクロプロパンカルボキサミド（通称名Cyclopropylfent  
nyl）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

平成三十年十一月十五日